

J A 賃貸住宅ローン (基金協会保証)

平成29年4月3日現在

お使いみち	◎賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む）の建設、増改築および補改修に必要なご資金。 ◎他金融機関から借入中の賃貸住宅ローンの借換資金											
ご利用いただける方	◎個人の J A 組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等は J A 融資窓口までご相談ください。） ◎賃貸住宅（店舗併用賃貸住宅を含む。）を建設するための土地を所有（家族名義を含む）されている方。 ◎借入時の満年齢が 20 歳以上の方で、最終返済時の満年齢が 71 歳未満の方。 ◎前年度税込年収が 150 万円以上ある方。ただし、准組合員の方は前年税込年収が 200 万円以上ある方。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎その他 J A が定める条件を満たしている方。											
ご融資金額・収入合算	◎100 万円以上 4 億円以内（他金融機関からの借換の場合は借入残高以内）とし、10 万円単位となります。 ただし、年間元金返済額（対象事業にかかる他の借入金がある場合は、その返済額を含む）の年間賃貸収入見込額に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、担保価格の範囲内とします。											
ご融資期間	◎1 年以上 3 0 年以内とし、対象物件の法定耐用年数以内とします。 なお、他金融機関からの借換の場合には、その既借入期間を控除した残期間とし上記期間の範囲内とします。											
ご返済方法	◎元利均等毎月返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方法）とし、毎月返済していただきます。 ◎変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の元金と利息の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則としてお借入期日に未返済額を一括で返済していただきます。											
ご融資利率	◎ J A の賃貸住宅ローン利率 ※固定金利型、変動金利型、固定金利選択型からお選びください。 ※利率は店頭に掲示しています。詳細は J A 融資窓口までお問合せください。											
担保	◎融資対象となる土地・建物に対して、第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。 ※担保設定手続に必要な費用は別途ご負担いただきます。											
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。											
保証料	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。（保証料率：0.30%～0.36%） ◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。 ※前取一括方式は、ご融資の実行時に一括して保証機関へお支払いいただきます。 ※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただきます。 【保証料例】融資金額 5,000 万円、金利 1.0%でお借入いただいた場合の前取一括保証料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保証料率</th> <th colspan="3">借入期間</th> </tr> <tr> <th>10 年</th> <th>20 年</th> <th>30 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.30%</td> <td>595,559</td> <td>964,538</td> <td>1,203,368</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記保証料はあくまでも概算の金額であり金額を約束するものではありません。</p>	保証料率	借入期間			10 年	20 年	30 年	0.30%	595,559	964,538	1,203,368
保証料率	借入期間											
	10 年	20 年	30 年									
0.30%	595,559	964,538	1,203,368									
火災共済（保険）	◎ご融資対象の建物については、火災共済（保険）にご加入いただき質権を設定させていただきます。											
手数料	◎融資事務手数料、固定選択特約手数料、繰上返済手数料については、J A により取扱いが異なりますので、J A 融資窓口までお問合せください。											
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額は J A により取扱いが異なりますので、J A 融資窓口までお問合せください。											
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A 支店（所）または J A 本店（所）に設置の J A バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 各組合の J A バンク相談・苦情等受付窓口は こちらをクリック ください。 また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県 J A バンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、J A の J A バンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県 J A バンク相談所にお申し出ください。											
その他	◎お申込みには、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A 融資窓口までお問合せください。											